

(別紙1-7)

1 特定水産資源

まさば及びびごまさば対馬暖流系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県まさば及びびごまさば対馬暖流系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

ア 水域

イの対象とする漁業がまさば及びびごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

定置網漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業、第5項第2号に規定する第二種共同漁業に基づく小型定置網漁業、調整規則第4条第1項第9号に掲げる建網漁業をいう。以下同じ。）及びその他秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びびごまさばを採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を秋田県まさば及びびごまさば対馬暖流系群漁業に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（隻日）
定置漁業	1,200
小型定置網漁業及び建網漁業	20,200

5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。